面会交流の法的性質

――英国における司法手続きの分析から――

高　田　恭　子*

目　　次

1．はじめに
2．日本法における面会交流の現状
3．イギリスにおける面会交流の法的枠組み
4．母の「絶対的拒絶 Implacable Hostility」
5　DV・虐待がある場合の取り扱い
6．イギリスにおける交流支援事業
7．面会交流は誰のためにあるのか

1. はじめに

「面会交流」は誰のためにあるのであろうか。2011年の民法改正で，「面会交流」は，離婚時の子どもの監護に関する取り決め事項として，養育費と並べて明記された（民766条１項）。離婚調停や裁判における実務では，いわば手放しで面会交流「原則実施」であり，児童虐待が判明している場合のように，子の福祉に反するということが明白である場合を除いて，「面会交流」が否定されることは少ない。

親権者および監護者の取り決めにおいて，母が監護親（同居親）となることが多いが，母である女性（とその子ども）は，離婚に伴って経済的弱者となりやすく，母子家庭の貧困が深刻な社会的問題として認識されて久

＊　たかだ・きょうこ　大阪工業大学知的財産学部准教授

しい。そのような中で，面会交流は養育費の取り決めといわばセットで設定される傾向にあり，ドメスティック・バイオレンス（DV）など，別居親である父（男性）との関係における深刻な問題が解決されていない場合ですら，養育費の受領とともに，その面会交流を受入れなければならない状況に追い込まれることもある。そのような母（女性）と父（男性）との関係は，ジェンダーに起因する社会構造的な問題をも内包していると言わざるをえない。親子法の世界的潮流は，「子どもの利益」を軸にした法的展開であり，日本もそれに追随しているが，実際の内実を分析する際には注意を要する。すなわち，「子どもの利益」を図ることは重要であるが，それだけでなく，子どもと母と父のそれぞれの利益対立の構造にも目を向け，ジェンダーの視点を加味して，裁判実務や調停を含む司法制度および当事者支援の問題点を検討しなければならないのである。

日本における面会交流の現状からは，DV や児童虐待の危険が存在する場合に，「子どもの危険」を回避するためのアセスメントスキームや面会交流を禁止すべき場合の判断基準が十分に確立されておらず，「原則実施」ばかりが強調されて，子の福祉を図るための慎重な体制が整っていない。それに加えて，面会交流の履行の確保として，それを拒絶する母に対して，間接強制として損害賠償が認められたり，近時では，面会交流の履行協議について監護親の代理人（弁護士）に損害賠償が命じられたりと，裁判所の強固な姿勢が垣間見られる[1)]。また，面会交流の実施において，とくに当事者間の葛藤が高い場合には，面会交流を受け入れる側の精神的負担は大きい。面会交流の当事者支援として，面会交流センター事業があるが，その多くは近時の必要性に追われて設立されたもので，1994年と古く

1）　多くの面会交流の間接強制に関する強制執行が認められており，それに対して，最高裁は，面会交流に関する取り決めとして日時や頻度，面会時間の長さなど具体的に定められている場合には，間接強制をすることができることを認めている（最一小判H25年３月28日民集67巻３号864頁）。面会交流に関する協議の代理人の書面郵送手段を使うなどの協議状況について，監護親の代理人についての面会交流を妨げるような対応に対して不法行為が成立するとした事例（熊本地判H27年３月27日）。

から面会交流支援サービスを提供している家庭問題センター（FPIC）においても[2)]，当事者の費用負担の問題や，DV 事案を取り扱わないなど，高葛藤で支援を必要とする当事者のニーズに対応するものではない[3)]。

誰のために面会交流があり，なぜ強制的にしてまでも面会交流が実現されなければならないのか。これから制度整備がなされていかなくてはならない日本において，その法的性質を検討することは極めて重要な課題である。

イギリスでは，面会交流について裁判所における判例の蓄積があるのに加えて，子どもの最善の利益を実現するための司法福祉が模索される中で，家族司法制度改革の一つとして面会交流を実現するための制度が展開してきた。本稿では，イギリスにおける面会交流制度を総合的に検討することにより，面会交流の法的性質とその実現のあり方について考察したい。

2. 日本法における面会交流の現状

まず，日本の現状を確認しておきたい。2011年民法改正（平成23年法第61号）により，「面会交流」は「養育費」とともに離婚時に子どもの監護に関して取り決める事項として明示された（民法766条1項）。面会交流の取り決めは，子どもがいる夫婦の離婚要件ではないが，協議が整わない場合には裁判所がその処分を命じることができ（同条2項），協議内容として

2） 法務省「親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査報告書（平成23年2月）」，2011年，1頁，棚村政行編『面会交流の養育費の実務と展望』（日本加除出版，2013年）162-177頁〔山口恵美子〕。

3） サービス利用についての当事者の合意やサービス利用期間の限定（原則1年間），DVの危険がある場合が除外されるなど諸制限があるうえ，事前相談に5,000円，面会交流支援1回あたり父母それぞれ5,000円などの経費負担がある。ただし，2016年現在，厚生労働省研究事業として実施する「離婚と面会交流のためのかるがも相談室」があり，事前相談および2回の面会交流支援サービスを無料で利用することができる。

の面会交流の取り決めを含めて法的拘束力がある。この点において，裁判所では「面会交流」は「子の福祉」に資するものとして，審判その他の裁判所の取り扱いにおいては原則として認められ，父母間に DV があり保護命令が出されている状況にあるなど，子の福祉を害すると考えられる場合には否定されている（東京家審H24年10月31日55巻５号165頁）。一方で，面会交流の法的性質については諸説あり，2011年改正の議論の一環においても，その法的性質については争いがあるとの見解が示されている[4)]。

面会交流の法的性質について，日本も批准している子どもの権利条約から，「親子不分離の原則」を定める子どもの権利条約９条の趣旨，および，父母の一方あるいは双方から子が分離されている場合に父母との接触の維持が子の権利であるとする同条３項の解釈に基づいて，子の最善の利益のため，親と分離された子どもには，親と接触する権利が残されているとされる[5)]。面会交流が，親のためでなく子の利益になるように実現されるべきであるとするのは，学説上において一致する見解であるが，それを法的権利と捉えて構成することが子の利益に反する場面があることが指摘されている[6)]。

高葛藤事案における面会交流をどのように実現するべきかを検討する上で，棚村論文[7)]に示されている高葛藤の事案における調整を図ることを巡

4）　第177回国会法務委員会において，馳委員が，子どもの権利として「正面から権利性を規定して」はどうかとの問いに対し，江田国務大臣は，「非監護親と子の面会交流について，それがだれの権利なのか，権利ではないのかということについて，これは本当に議論がいろいろありまして，なかなかまとまらなかったのが実情だと私は聞いております。」と答弁している。第177回国会法務委員会第７号（平成23（2011）年４月19日（火曜日））議事録。

5）　石川稔・森田明編『児童の権利条約』（一粒社，1995年）220頁〔山口亮子〕。子の権利性，親の義務性について論じたものに，二宮周平「面接交渉の義務性：別居・離婚後の親子・家族交流の保障」立命298号309頁（2004年）。

6）　梶村太一「親子の面会交流原則的実施論の課題と展望」判事2077号４頁（2013年），長谷川京子「面会交流の強制は子の福祉を害する」戸籍時報747号43頁（2016年）。

7）　棚村政行「葛藤の高い面会交流事件の調整技法」棚村政行・小川富之編『中川淳先生傘寿記念論集家族法の理論と実務』（日本加除出版，2011年）367頁。

り提示される課題は，面会交流の法的性質やいかなる制度として整備すべきかを考える視点にも示唆を与える。離婚は，突如として訪れるのではなく，長期間にわたる一連のプロセスに起きることである[8)]。DV をはじめとして，暴力や精神的経済的な虐待，家庭生活に対する責任の放棄など，父母間に拭いがたい対立があり信頼関係が崩壊している場合などは，「子の最善の利益」を図るためとはいえ，当事者のみではその実現が困難で，第三者による支援や介入が必要となることが多い。

2011年民法改正後の家庭裁判所実務では，父母の両当事者があえて求めていない事案においても，調査官の助言などにより面会交流の設定が強く促されている。以前には，家庭裁判所調査官による支援や介入，調査は，当事者（当事者の代理人である弁護士）が求めない限りなかったところ，たとえば，京都家庭裁判所では，審判のみならず，調停の場においても調査官が介入し，面会交流の設定を促すための努力がなされている[9)]。

面会交流が，子の利益や子の福祉を実現するために望ましいとされ，その取り決めや実現が奨励される中，それが法的権利として取り扱われることに問題はないのであろうか。とくに父母間の葛藤が高い場合には，その両親間を行き来する子どもにとってネガティブな影響を与えることも多く，とくに DV 事案における原則実施には，児童精神医学，臨床心理の立場からも強い批判がある[10)]。では，イギリスにおける法的展開を分析して，そこでの問題を検討していきたい。

8） 同様の指摘が，ワークショップ「DV 被害者の救済とその後の面会交流――面会交流とその後の支援のあり方を多角的に検証する」（ジェンダー法学会第13回学術大会）において行われている。離婚にいたる一連のステージについて，DV では保護命令手続きなどが介在する。それらの一連の司法手続きにおいて適用される法原理が異なることの問題点も指摘されている（ジェンダーと法 No. 13，2016年，161頁）。

9） 京都弁護士会弁護士吉田容子氏，分部りか氏へのヒアリング調査（2016年12月27日市民共同法律事務所（京都市）にて実施）。

10） 梶村太市・長谷川京子編著『子ども中心の面会交流』（日本加除出版，2015年）1–23頁〔長谷川京子〕，43–57頁〔田中究〕。

3. イギリスにおける面会交流の法的枠組み

3.1. 面会交流の法的性質

イギリス（本稿にいうイギリスは，イングランドおよびウェールズを指す）では，子の権利あるいは子の福祉に資するものとして面会交流の法理論は展開してきた[11)]。イギリスでは，日本のように離婚時の父母の子の監護に関する協議事項として裁判所が定めるのではない。司法判断として裁判所が行うのは，子どもの保護を目的とした1989年児童法（the Children Act 1989, CA）に基づいて出される「交流命令（contact order）」である（CA 8 条）。その際には，「子の福祉（the welfare of the child）」を最優先の考慮事項（paramount consideration）として判断する（CA 1 条）。現在，2014年子どもおよび家庭に関する法（Children and Family Act 2014）によって1989年児童法が改正され，交流命令は，「養育命令（child arrangements order）」となった（CA 8 条）。2014年改正にむけては，いわゆる共同監護の原則を導入するかどうか検討されていたが[12)]，2014年法による改正では，子どもの生活で親と関わる（involvement）ことが子の福祉を促進させるとする福祉原則を導入するにとどまっている（CA 1 条（2 A））[13)]。この新しい概念である養育命令の内実は，交流命令と居所命令であり，そのどちらかを取得することに固執して当事者が対立関係を構成しないようにと両者を含めた概念の導入に意味があると説明されている[14)]。すなわち，養育命令として

11） *Re T (A Minor) (Parental Responsibility : Contact)* [1993] 2 F.L.R. 450 ; *Re R (Minors) (Access)* [1992] Fam Law 67, p 67, per Waite J.

12） そもそも単独監護が定められているのではないため，当事者の合意があれば，共同監護（sharing parenting / shared residence）は可能である。*A v A (Shared Residence and Contact)* [2004] 1 FLR 1195 ; *Re K (Shared Residence Order)* [2008] 2 FRL 380.

13）「関わり（involvement）」とは何らかの関わりを示し，直接的交流だけでなく間接的なものも含むとされる。また，父母との関わりは，子どもの時間を分割することを意味しない（CA 8 条（2 B））。

14） The Family Justice Review Panel, *Final Justice Review : Final Report,* 2011, para ↗

裁判所の命令は出されるが，その内容は従来の交流命令と居所命令と同様であり，改正によって，親との生活上の関わりが子の福祉を増大させるとする推定が働くこととなったのである。そのため，本稿では，従来からの交流命令の理解を通して内容を確認したい。なお，養育命令は居所命令の内容を含み区別がつかなくなるので，本稿における表記方法として，以下，交流命令とする。

交流命令は，命令を求める者と交流を可能にする（allow）ことを子どもと同居する者（同居親）に命じる命令である[15)]。この規定では，命令を受ける者（子と同居する者）も子との交流を求める者も「親」に限定されない（CA 1条(1)(b)）。したがって，祖父母や子の養育に関わる里親なども命令を求めて申し立てることができる法的枠組みとなっている。また，交流命令は，別居親との面会や宿泊に子が従わなければならないことを意味せず，子が交流命令に基づく交流を拒絶をしても命令違反にはならない。加えて，命令を得た者（別居親）には，子との交流をしなければならない義務はなんらなく，子と同居する者のみが，命令を得た者と子の面会や宿泊を受け入れなければならない義務を負うというものである[16)]。そして，同居親が負う義務である「交流を可能にする（allow）」こと意味は，たとえば，面会による交流の場合，別居親と会えるようにドアの前に立たせることであり，あくまでも，交流できる状態に物理的にすることで，実質的に会える状態になるように子どもを説得したりすることまでは含まれないとされる[17)]。一方で，裁判所は，直接的な面会以外に，さまざまな間接的な交流を命じることができ，ここでは，写真やカード，病気などの医療事項を別

↘4.60 ; Nigel Lowe and Gillian Douglas, *Bromley's Family Law 11th ed.,* Oxford University 2015, pp. 485-486.

15） 旧法においては，定義として1989年児童法8条（1）に規定があった。

16） Andrew Bainham and Stephen Gilmore, *Children : The Modern Law 4th ed.,* Family Law, 2013, p. 225.

17） *Re L-W (Children) (Enforcement and Committal : Contact)* [2010] EWCA Civ 1253 ; *CPL v NH-W and others* [2011] 1 FCR 78.

居親に報告することなど，積極的な義務を課すことが可能である[18]。そのため，交流命令による義務者の義務である「可能にする（allow）」ことの責任に，どこまでの積極的な行為が含まれるのかは，その具体的な交流内容の設定によるが不明であると指摘されている[19]。

上記のように，1989年児童法に基づいて交流命令として面会交流に関する司法判断はなされるが，同時に，裁判所が命令をした方がしないよりも子の利益になるという場合を除いて命令を出さないとする原則（裁判所命令回避の原則 no order principle）がとられているため（CA 8 条(5)），裁判所の命令がなくても，「親の責任（parental responsibility）」の一環として，親同士の取り決めにより，それぞれの親が子と交流する権利を有していると解釈される。

イギリスは，面会交流についても国際法の影響を強く受けている。イギリスが批准する子どもの権利条約（UNCRC）が，国は子が親の両方あるいは一方から分離されている際に交流を維持することを尊重すると規定し（UNCRC 9 条(3)），同時に，欧州人権条約（ECHR）は，家庭生活（family life）の尊重を締約国に義務づけている（ECHR 8 条）。これについて，欧州人権裁判所は，両親の関係が破綻した後においても，親と子どもが互いに交流の利益を享受することは，ECHR で尊重されるべき「家庭生活」の基本的な要素であるとする[20]。そして，その際には，権利や自由として考慮されると同時に，当該子どもの最善の利益（the best interest of the child）が考慮されなければならない[21]。条約上の解釈としては，子どもだけではなく親の権利としての保護が認められているとされる。

上記に示した欧州人権裁判所による欧州人権条約の解釈と，交流命令について子の福祉を最優先の考慮事項とすると定める1989年児童法を取り扱

18） *Re O (Contact : Imposition of Condition)* [1995] 2 FLR 124 (CA).

19） Ibid, Bainham, p. 226.

20） *Elsholz v Germany* [2000] 34 EHRR 58, at para 43.

21） *Glaser v United Kingdom* [2000] 33 EHRR 1, at para 66.

うイギリスの国内裁判所における法的解釈は，次のようにまとめることができる[22]。まず，親と子の「交流」は，「家庭生活（family life）」の基本的要素であり，ほとんどの場合において「子どもの利益（the interests of the child）」になる[23]。次に，親と子の交流は，適切な理由があり他に方法がなく，交流が子の福祉を害する場合の，ごく例外的な状況でのみ終了する[24]。国（裁判所）は，親と子の関係が持続するように対策する積極的責任を負っているため，裁判官は，交流を促す義務を負う[25]。裁判所は，短期のあるいは一時的に現れている問題に過度に重点を置くことなく，中期的かつ長期的な視点を持って判断しなくてはならない[26]。この中長期の視点とは，交流が争われている段階で問題となっている事情，多くの場合には父母間のぬぐい去りがたい葛藤があり，たとえば，父親の母親に対する暴力などがある場合に，最終判断として交流を制限することは「思慮の浅い判断」であると牽制する。この点につき，父から母への DV があると母が主張し父母間の関係が崩壊している事案において，間接交流のみを命じた治安判事の判断に対して，高等裁判所は，面会交流の可能性を放棄するのは「早まった（premature）」判断であり，長期的な子どもの利益を考慮しなければならないとして，父の控訴を認め，心理士によるさらなる子どもの調査を命じている[27]。

以上のように，「交流」は，子の福祉に資するものとされ，子の福祉を最優先の考慮事項とする1989年児童法のもとその実現が模索される。両親

22） *Re C (A Child) (Suspension of Contact)* [2011] EWCA Civ 521 ; Ibid, Bainham, pp. 231-232.

23） *M v M (Child : Access)* [1973] 2 All ER 81 ; *Re O (Contact : Imposition of Conditions)* [1995] 2 FLR 124.

24） *Re M (Contact : Supervision)* [1998] 1FLR 727.

25） *Re S (A Child) (Contact : Promoting Relationship with Absent Parent)* [2004] EWCA Civ 18.

26） *Re (O) (Contact : Imposition of Conditions)* [1995] 2 FRL 124.

27） *Re S (A Child) (Contact : Promoting Relationship with Absent Parent)* [2004] EWCA Civ 18.

の和解困難な事例でも，「完璧（perfect）」でなくても親として「十分（good-enough）」であればよいとして，交流の受入れが促されている。では，その実現はどのように確保されているのだろうか。

3.2. 交流の履行確保とその強制

司法（国家）が介入して親と子の関係を維持していく背景として，1960年代から社会的にも大きく取り上げられてきた離婚の増加と離婚法改正の流れを理解する必要がある。同時に，離婚後の子どもに関する取り決めの一つである養育費を巡る議論とも切り離すことができない。イギリスでは，養育費の履行確保の制度として，政府の機関である養育費庁（Child Support Agency）が，父の追跡，養育費の査定および徴収を行う制度が1991年に導入されている（Child Support Act 1991）。背景には，子どもの養育を行う母の貧困や社会保障費用の問題がある。本養育費取立サービスは，幾度となく改正が試みられたが，手続きの遅延などで制度が機能していないと強く批判され終了した。現在，2012年に導入された養育費サービス（child maintenance service）に代わっている。しかし，養育費の履行の確保が強く主張されると時を同じくして，交流の実現を確保する制度として，親と子の交流を維持するための包括的な司法支援サービスの導入が模索されているのである。

養育費制度の改革方針は，1997年に政権交代した労働党政権のもと，子どもに対する「親の責任」として，子どもの貧困対策の一環として強調されていく[28)]。1999年に出された政府のグリーン・ペーパー「新しい福祉契約：子どもの権利と親の責任」[29)]により，養育費が真に子どもの成長に向けた親の責任であること，そして，養育費の取扱いは司法手続きよりも行政機関による支援がふさわしいと示され，その制度設計が提示された。一

28） DSS, *A new contract for welfare : children's right and parent's responsibilities,* cm 4349, 1999 ; DWP, *A new system of child maintenance,* cm 6979, 2006.

29） Ibid.

方で，親の責任としての交流は，裁判所による解決が維持され，交流命令の実効性の確保や共同監護を主張する父親団体の強い要請およびロビー活動を背景に[30]，DV 事案における交流をめぐる児童法委員会（the Children Act Sub-Committee）の調査報告を経て[31]，2005年1月，政府のグリーン・ペーパー「親の離別：子どものニーズと親の責任：次の段階へ」[32]が発表された。では，そこで実現された諸制度についてみてみよう。

イギリスでは，家族司法制度の改革が行われ，裁判所における争いよりも当事者の合意を促す和解や調停を進める方針が採用されている[33]。諸改革の流れの中で，交流制度の政策提言において強調されたことの一つは，

30）「Fathers 4 Justice」は父親の権利を主張する最大規模の団体で，市民運動としてのデモンストレーションのほか，CAFCASS や議会など，公的機関に対する直接的アプローチがメディアにおいても大きく取り上げられた。Richard Collier, "Fathers 4 Justice, law and the new politics of fatherhood," CFLQ vol. 17, no. 4, pp. 511-, 2005.

31） The Advisory Board on Family Law : Children Act Sub-Committee, *Making Contact Work,* 2001. 2001年1月に起きた虐待による児女（Victoria Climbié）死亡事件の調査報告が発表され，子どもの虐待や暴力からの保護を図るための政策が提示されるなど（*Every child matters,* cm 5860, 2003）子どもの保護に関する司法改革に社会的関心が高まっていた。政府のグリーン・ペーパーや議論について，川田昇「イギリスにおける面接交渉の新たな展開，（二）」神奈川法学39号204-240頁，40号344-381頁。

32） *Parental Separation : Children's Needs and Parents' Responsibilities : Next Steps,* Cm 6452, 2005. 本報告書は，面会交流や共同監護を強く主張する父親団体の影響を大きく受けている。1996年家族法（Family Law Act 1996）に，別居親との面会交流が反証のない限り子の利益となるとの条文が挿入された後も，DV などがあり母親が暴力を恐れるなど「なだめがたい敵意（implacable hostility）がある場合には，交流を否定しうるとした判決をうけて，さらに父親団体からの強い批判があった。それに対応する調査報告書「*Every Child Matters*」を受けた後の政府の政策方針である。

33） 2014年4月より治安判事裁判所（magistrates' courts）の家事手続裁判所（Family Proceedings Courts）や州裁判所（County Courts），高等裁判所の家事部（Family Division）が，家庭裁判所（Family Court）にて取り扱われることとなった。また，調停を推し進めるためのガイドラインとして実施規則3A（家事調停情報および評価会議）（Family Mediation Information and Assessment Meetings, MIAMS）があり，DV がある場合などを除いて，裁判所の命令を申し立てる前に，MIAMS に基づいた調停を行わなくてはならない（2014年子どもおよび家庭に関する法（Children and Families Act 2014）10条）。

裁判所による履行の強制が実際の交流の実現に必ずしも貢献しないということである。そして，当事者の合意や理解があってこそ別居親との交流が実現されるため，裁判所の命令や子ども・家庭裁判所助言支援機関（Children and Family Court Advisory and Support Service, CAFCASS）[34]のスタッフによる評価報告などに司法資源を費やすのではなく，合意を促す調停や裁判マネジメントの質を高めるべきであるとするものであった。具体的には，当事者の合意形成が重要であるとして，裁判所では，調停や裁判所における合意形成を容易にするためのグッド・プラクティスやマネジメントスキームの構築を目指した。また，CAFCASS は，調査や子どもの危険アセスメント報告を裁判所に行う機能を強化する傍ら，当事者の合意を促す役割をも担うこととなった。

裁判所は，交流命令を出す前に，当事者の同意を前提とはするが，家族援助命令（family assistance order）として，交流を設定および実現するための CAFCASS スタッフによる助言や試行的実施など，個別事案にあわせた柔軟な援助を当事者に提供することができる（CA16条）[35]。また，交流命令を出すか否かを判断する際に，裁判所は，交流を設定，実施および改善することを目的に，親教育プログラムやアンガーマネジメントプログラム，カウンセリングなどの交流促進プログラムを内容として（contact activities），交流事業指示（contact activity direction）を出すことができる

34） 子ども・家庭裁判所助言支援機関（Children and Family Court Advisory and Support Service, CAFCASS）は2001年に導入された裁判所の独立機関で，少年事件や家事事件において裁判所に調査した内容を報告する役割を担うだけでなく，福祉的で包括的な当事者支援も行う。南方暁「イギリスの家事事件処理手続と担い手の構成：合意形成援助とCAFCASS」日本〈社会と法〉21巻38-68頁，2005年。

35） 家族援助命令は，司法実務では1992年の養子に関する事件からみられ（*Re : P (A Minor)* [1992] WL 12678822），その後の判決に採用されていたが，交流を促すための制度として，2006年子どもおよび養子法§20（Children and Adoption Act 2006）により1998年児童法16条に導入された。法律の条文は，CAFCASS に命じるなどの具体的な明示がなく，実施規則に基づき CAFCASS その他の機関により，当事者の承諾のもと行われる支援である。12ヶ月間まで設定することができ，その後に CAFCASS が裁判所へ子どもの状況についての調査報告を行うことも多い（CA 7 条）。

（CA11A条）[36]。この交流事業指示において，裁判所は，どのような交流事業であるのか，実施されるプログラムおよびその提供者を特定しなければならない。そして，交流事業指示を受けた者がプログラムを受講しているかどうかについて CAFCASS に命じて監督させ（monitoring）報告させることができる（CA11H条）。その後，裁判所は，その有効性などが認められる場合には，さらに交流事業要件（contact activity condition）を付すことができ（CA11C条），この場合には，交流命令と同様に交流事業を法的に強制することができる。この指示（direction）と要件（condition）の違いは次の通りである。前者は当事者間に争いがある場合のみ出すことができ，かつ，当事者の同意が必要であるのに対して，後者は当事者間の争いを必要としない。また，後者は当事者の同意を要せず強制可能であり，違反者に対して命令違反の責任を負わせることができる[37]。このように，交流を実現していくための支援を当該家族（同居親のみならず，交流を行う別居親や子）に提供する権限が裁判所に与えられた。

交流命令は，前節で示したとおり，同居親に交流が可能なようにする義務を負わせ，本命令は子の福祉を実現するための裁判所の命令であるため（CA 8条），同居親がそれを拒む場合には，裁判所は，裁判所命令への違反として罰を科すことができる。それは最後の手段としてのみ用いられると判例は示しているが[38]，継続的で悪質とみられる命令違反については，裁判所への侮辱として投獄が命じられる[39]。しかし，同居親が投獄されると，子どもには里親や施設による擁護が必要となるし，また，罰金については，親の経済状況が悪化して子の福祉を害することは明らかである。そこで，交流を実質的に強制，確保する制度として，2006年法および2014年

36） 交流事業指示および後に説明する交流事業要件は，2006年子どもおよび養子法§1によって導入された。

37） Ibid, Bromley's, p. 498.

38） *Ansah v Ansah* [1977] Fam 138, CA.

39） *A v N (Committal : Refusal of Contact)* [1997] 1 FLR 533, CA ; *Re L-W (Children) (Enforcement and Committal : Contact)* [2011] 1 FLR 1095.

法による一連の改正により[40]，柔軟な履行の確保が模索された。次に，その内容について確認したい。

裁判所は，交流命令を出す際に，違反した場合にどのような強制があるかについて警告通知（warning notice）を添付しなければならない（CA11I条）。そして，交流命令および交流事業要件に違反している合理的疑いがある場合には，裁判所は，履行命令（enforcement order）および経済的損失の賠償（compensation for financial loss）を命じることができる。履行命令とは，社会奉仕の無償労働を課すことであり，最大200時間まで命じることができる（CA11J条）。さらに，この履行命令は，裁判所侮辱にあたる準刑事罰であるため，必要があれば，その無償労働をさらに追加して課すこともできる。当該履行命令に従っているか，裁判所は，CAFCASS に監督させ報告を受けることになる。経済的損失の賠償も交流命令への違反に対して命じられるものであり（CA11O条），交流を拒絶したことにより発生した損失に対して賠償命令がなされる。子どもとの交流に出費した交通費などを含むが，一般に「休日代」とされ，推定される損失額を上限とするうえ，経済状況が考慮されるため，低所得の同居親には，賠償命令がなされることは少ない。

以上のように，面会交流の実現を図るために，当事者の合意形成への支援がなされ，交流命令の要否を判断するに際しては，交流の設定から実現までを視野に入れた交流事業が司法サービスとして提供される。調査や助言など，さまざまなステージにおける CAFCASS スタッフの機能は重視されており，交流事業を提供する他の福祉事業との連携も模索されている。交流命令の履行を確保するために，投獄などを回避した履行命令もあるが，かたくなな拒絶には罰金・投獄を行うこともでき，交流の設定からその実現，強制までが総合的に整備されていると評価できる。交流の実現が難しいことの背景には，父母間の信頼関係の破綻があり同居親が拒絶す

40） Children and Adoption Act 2006 § 3-6; Children and Families Act 2014 Sch 2 paras 15-20.

る場合や，DV や児童虐待をはじめとする交流を行うことが適切ではない事由があるからである。次に，受け入れ側（多くの場合の母）の拒絶が激しい「母の敵意（mother's hostility）」の場面を巡り構築されてきた交流が正当に回避される場合の判断基準についてみていきたい。

4. 母の「絶対的拒絶 Implacable Hostility」

受け入れ側である母が，父と子との交流をかたくなに拒むことがある。その背景には，父に対する不信や恐怖があり，過去に DV など暴力があったり育児放棄や子への虐待があることが多い。イギリスでは，交流に対する母の拒絶的態度を「母の拒絶／敵意（mother's hostility）」と判決文において表現され，父に対する「絶対的拒絶（implacable hostility）」[41]がある場合に交流命令の申立てを認めないとする法理が提示され，交流を拒絶することについて議論が展開されてきた。

Re D（A Minor）「交流：母の拒絶（Mother's Hostility）」［1993］事件[42]は，母の拭いがたい敵意（the implacable hostility of a mother）が，父の交流を否定する適切な理由になりうると示した事案である。本件の事実の概要

41） 本来，「hostility」は怒りや激しい対立的感情を示し，「敵意」と訳すことが適切であろう。初めて裁判所の判決に「mother's hostility」という言葉が用いられた際には，その将来にわたっても改善されそうにない敵意感情を「拭いがたい敵意 implacable hostility」として表現されていた。しかしながら，その交流に対する母の「拭いがたい敵意」の状態が，子どもの精神的苦痛となり交流を拒絶する合理的理由の一つになるとされた後，その状態に様々な理由を包摂するにもかかわらず，一括りに「implacable hostility」の言葉が繰り返し用いられることによって，受け入れ側が拒絶をして交流をすることができない状況を示す用語となった。そのため，感情的な要素を含みつつも，より中立的な表現として，拒絶理由として用いられる同居親の態様である「implacable hostility」を，本稿では，「絶対的拒絶」と訳すこととした。なお，このような裁判所における母親の態様に対する表象に対して，ジェンダーの視点から問題点が指摘されている。Adrienne Barnett, "Contact and Domestic Violence: The Ideological Divide," in Jo Bridgeman and Daniel Monk eds., *Feminist Perspective on Child Law,* Cavendish publishing, 2000, p. 142.

42） *Re D (A Minor) (Contact : Mother's Hostility)* [1993] 2 FLR 1 (CA).

は次のとおりである。1988年12月，母Mは若干18歳の時に両親の家を出て，婚姻歴があり３人の子どもがいる20歳上の父Ｆと同居をはじめた。一年間の同居期間の後，妊娠６ヶ月の時に別居し，Mは両親の家に戻っている。MとＦは婚姻をしておらず，Mは，Ｆについて，Mに対して暴力を振るい，飲酒，薬物，そして問題ある性格であり，女性を家に連れ込んだりしたと主張している（その女性はその後Ｆと同居し婚姻を予定している）。Mが両親の家に戻ってからは，Ｆは，切り裂いたMの服を持って家に訪れ夜中に騒音を立てるなどし，また，虐待禁止手続きにおいては12人もの仲間を連れて法廷に入るなどの脅迫的な態度があり，MもMの両親もＦに対して非常に否定的心証と態度を示している。1991年，Ｆは交流命令を申し立てた。裁判所は，Ｆの性格は十分に改善されていると考えたが，MもMの両親もＦの過去の印象を拭い消すことができていない。監督下の直接交流の試行が行われたが，子どもＤは父を他人としてしか認識せず，母を探し続けるため当該交流の試行は成功しなかった。1992年に何度かの審理がなされたが，裁判所は，いくつかの母の父に対する「拭いがたい敵意（an implacable hostility）」の事件をとりあげ（*Re B (A Minor) (Access)*［1984］FLR 648；*Re BC (A Minor) (Access)*［1985］FLR 639；*Re SM (A Minor) (Natural Father : Access)*［1991］2 FRL 333），ＦがＤに悪影響を与えるとの証拠はないが，母およびその家族のＦに対する拭いがたい敵意の状態から，Ｄが父に会わないといけないとなると不安と不幸を家庭にもたらし，その困難な状況がＤを動揺させ，子の利益にならないとし，本件は交流命令が否定される例外的な状況にあると判示した。

さて，この事件を皮切りに，「母の拭いがたい敵意」を巡り議論が展開されていく。もっとも最初に「拭いがたい敵意」が判例に表れたのは上記の裁判に引用された Re B（Minor）［1984］で，「母の拭いがたい敵意」のある「例外的な状況」で，交流を設定し模索することが子の利益にならないとして交流命令の申立ては棄却しながらも，この交流の回避が最終的な判断ではなく，１年後に交流について再度調査し検討すべきであるとした

ものであった。その判例を引用した Re D（A Minor）［1993］は，「母の拭いがたい敵対」についての議論を提起し，その後に続く Re O「交流：条件の強制（Contact : Imposition of Condition）」［1995］は，「拭いがたい敵意」を示す母の状況を合理的な拒絶理由として認めた。判例法理として展開した「拭いがたい敵意」は，様々な同居親の拒絶状況を示す判例上の用語であることから，本稿では，以下，「絶対的拒絶（implacable hostility）」と訳す。

では，Re O［1995］事件の概要を確認してみよう。母Mと父Fは3年間同居していたが，子が生まれる前に別居に至っている。FにはDVの記録があり，虐待禁止命令に違反して執行猶予付きの有罪判決を受けるなどしている。Fが定期的に接触を試みるのに対して，Mは明らかに拒絶を示しており，子どもを父の元に行かせることもFおよびFの家族の自宅への訪問も拒絶している。Mは，Fとのいかなる交流も，子どもの成長に有害になると強く信じている。交流命令がなされたため，2回にわたり家庭センター（family centre）における交流（direct contact）が図られたが不調に終わった。FがMに対する命令違反を申立てたのに対して，Mは，子どもにとって交流が極めて苦痛であることを理由に交流命令の撤回を申し立てた。調査官は，子OにFが父であると認識するまで母が交流をサポートしないかぎり交流は機能しないと裁判所に報告した。Fは直接交流が現実的でない状況を認め，代わりに，多岐にわたる間接交流を求めた。裁判所は，具体的に，子どもの写真や学校での進捗，健康上の問題があった際の通知など定期的にMがFに送付すること，父からのカードや手紙，プレゼントを受け取ることを命じた。その後，Mは，子どもの情報をFに提供することを内容とする命令の撤回を申し立てたが，裁判所は変更を認めず，さらに，Fからのカードや手紙について子どもに読み聞かせる義務を追加した。それに対する控訴審で，裁判所は，Mの控訴を棄却し，次のように1989年児童法を解釈した。すなわち，1989年児童法は，子と別居親の交流が効果的になるよう幅広い権限を裁判所に付与している。父母が別居し，

一方のみの親に子が監護される際には，他方の親と子が交流することがほぼすべての場面において子の利益となり，裁判所は子の福祉を促進するためであれば，ためらわずその権限を行使し，交流命令を強制することができる。だが，子の福祉を害する例外的な状況では，いかなる直接交流も命じることはできない。その場合には，間接的交流が強く求められ，監護親は手紙やプレゼントを受け取らねばならず，子どもが字を読めない場合には手紙を子どもに読み聞かせなければならず，それを裁判所は強制することができる。そして，同居親に「絶対的拒絶」があり交流が子どもに精神的な害を与えるような子どもの危険がある場合にも，裁判所は中期的あるいは長期的に子の福祉を考慮しなくてはならず，短期的あるいは一時的な状況の回避に重点を置いてはいけない。

続く事件 Re D「交流：拒絶の根拠（Contact: Reasons for Refusal）」[1997][43]では，同居した期間がない父母間で，当初は週に一度程度の父からの訪問があったが，父が母に対して暴力を振るうようになり，母が交流を拒絶するに至った事案である。本件において裁判所は，母の暴力に対する恐怖に正当な根拠があると認めた上で，その段階での直接的交流は子の利益にならないが，将来の可能性まで否定するものはないと判示した。

かたくなな拒絶に対して，別居親からの申立てにより法廷侮辱に基づく刑事罰が模索されることもあるが，その場合には「子の福祉」は一つの要素とはなっても裁判所の最も考慮すべき事項とはならない（Re O［1995］）。一方で，投獄をはじめとする刑罰が科されることがあるのも事実で，合理的な理由なき「絶対的拒絶」を示す母に対して，子と他方の親である父との交流を確保するために，居所命令の母から父への変更が認められた事案もある。

V v V「交流：拭いがたい敵意（Contact: Implacable Hostility）」[2004]は[44]，交流命令に対して，父の２人の娘に対する精神的虐待の危険を主張

43） *Re O (Contact: Reasons for Refusal)* [1997] 2 FLR 48, CA.

44） *V v V (Children) (Contact: Implacable Hostility)* [2004] 2 FLR 851.

して交流を拒む母について，父が居所命令を申し立てた事案である。虐待の疑いは証明されず，２人の子どもは母との生活を希望しているが，それも，母による吹き込みによるもので，母の交流に対する「絶対的拒絶」が子の利益を害するとして，子どもの父との交流の必要性から，裁判所は，母から父への居所の変更を認めた。本事案は，「敵意持った母」が子どもとの居住を失った事件として新聞等に取り上げられ，社会的にも注目された。当時，子どもとの権利を主張する父親の運動が激しくなり，政府もそれに呼応するように，交流を実現させるための制度改正を模索してグリーン・ペーパーを公表していた。これと同じ頃に，合理的理由がなく父との交流を妨げる「母の敵意（mother's hostility）」に加えて主張されはじめたのが，別居親を「疎外させる（alienation）」同居親の問題である。ガードナーが提唱し，アメリカにおいて1980年代より議論されていたいわゆる片親疎外症候群（PAS: Parental Alienation Syndrome）についてである[45)]。アメリカではすでに科学的根拠に疑義があるとされていたが，イギリスにおいては，面会交流に対する敵対的な態度を示し協力的ではない「疎外する親（alienating parent）」として裁判所において表現され，子から親を疎外させようとする同居親の態度は，子の福祉を害する否定的要素として取り扱われるようになる[46)]。

もちろん，「絶対的拒絶」は母に対してのみではなく，父やその新しい家族となった継母にも適用されている。Re M「交流：長期的最善の利益（Contact: Long Term Best Interests）」［2005］[47)]では，過去に母に精神疾患

45） Richard A. Gardner, "Recent trends in divorce and custody litigation," Academy Forum, 29 (2), pp. 3-7, 1985.

46） *Re (A Child) (Contact: Domestic Violence)* ［2001］ Fam 260; *Re M (Intractable Contact Dispute: Interim Care Orders)* ［2003］ 2 FLR 636; Carol S. Bruch, "Parental Alination Syndrome and Alienated Children – getting it wrong in child custody cases," CFLQ, vol 14, no 4, pp381-400, 2002.

47） *Re M (Children) (Contact: Long Term Best Interests)* ［2005］ EWCA Civ 1090; ［2006］ 1 FLR 627.

があり，離別後，父の元で育てられた子と母との交流に関する事案である。面会中に継母と母との間で，子の受け渡しを巡り争いとなったことをきっかけに８年間にわたり子どもと面会がなされておらず，父と継母のみならず13歳および15歳の子どもも，母との交流に「絶対的拒絶」を示している。しかしそれは，父や継母による疎外行為（parental alienation）があるためであり，長期にわたる子の利益を考慮した場合には，交流をやめることは子の福祉に反するとして，控訴審は，母との交流に絶対的拒絶を示している子どもに対して，精神医学や心理学アセスメントなど適切な指示をするよう事件を差し戻した。このように，交流に対する絶対的拒絶があり，直接交流ができない場合にも，裁判所はできるかぎり実現に向けた支援を設定すべきであるとされる。さらに，Re W「直接的交流（Direct Contact）」［2012］[48]事件では，母が絶対的拒絶を示し，安全を確保し効果的な交流が顕著に難しい場合でも，両親はそのような難しい問題に取り組む第一義的な責任があり，裁判所は，両親が子どものニーズを実現する最善の努力をするよう設定する権限を有すると判示し，交流を実現すべき親の義務が強調されている。

一連の「母の敵意 mother's hostility」あるいは「絶対的拒絶 implacable hostility」は，いわゆる母の感情的対立と，DV の危険など拒絶する正当な理由がある場合とに区別し，「母の敵意」とする表現はふさわしくないと指摘されている[49]。絶対的拒絶がある場合，交流の強制は子どもに精神的な害（harm）を与え，子の利益に反するため，その強制は行われない。その限りにおいて，同居親の絶対的拒絶は交流を拒絶する理由となり得る。しかしながら，合理的理由を見いだすことができない絶対的拒絶に対しては，心理学的アセスメントやカウンセリング，時には居所変更という「制裁」まで用いて交流の実現が模索される。それに対して，子どもの安全を確保するために，交流命令がなされない場面および交流禁止命令

48） *Re W (Children) (Direct Contact)*［2013］1 FLR 494.

49） Ibid, Bainham, p. 233；Ibid, Barnett, p. 142.

（no contact order）の検討がさなれなければならないのが，子への虐待やDVがある場合である。では次に，DVなど，子どもへの具体的危険がある場合の取り扱いについてみてみよう。

5. DV・虐待がある場合の取り扱い

児童虐待やDVの悲惨な事件が社会問題化し，被害女性や子どもの保護が検討されてきた。1989年児童法は，離婚後の子の福祉の実現のみならず，児童虐待を含めた子の保護を図る包括的な法制度である。とくに，2001年1月に起きた虐待による児女（Victoria Climbié）死亡事件は，地方自治体を含め複数の機関が事件に関わりながらも救済することができず，全身に128カ所もの傷があるほどのすさまじい虐待を受けて女児が死亡した事件であり，イギリス社会に大きな衝撃を与えていた[50]。また，2004年前後には，加害男性による女性の殺害などDVの深刻な被害が社会問題として大きく取り上げられていた[51]。裁判所の交流命令を取得するDV記録のある元夫による元妻の殺害事件も発生し[52]，特に子どもの保護について，被害児童を適切に救済し安全を確保するための制度として子どもの「セーフガード（safeguard）」の強化が図られた。司法手続きにおいても，子どもの安全確保にむけて適切に危険をアセスメントする制度が模索され，家事手続法（Family Proceeding Rule）の規則として「DVおよび危険がある場合の子どもの養育事項・交流命令に関する実施規則（Practice Direction 12J：Child Arrangement and Contact Orders：Domestic Violence and

50） Inbid, *Every Child Matters*.

51） The Guardian 2005年12月10日の記事によると，2004年に少なくとも120人の女性が，いわゆる元パートナーや夫により殺害されており，DV被害対策の必要性が強く主張されていた。

52） Women's Aid の2004年の報告によると，5件の交流命令を受けた元パートナーや夫による女性殺害が報告されている（Women's Aid, *Twenty-nine child homicides Lessons still to be learnt on domestic violence and child protection,* 2004, p. 6）。

Harm）」[53]が規定された。2008年に最初の規則が出され，2014年の大幅な改正を経ている。しかしながら，2017年現在において過去10年間に19人もの子どもが交流命令を受けた父により殺害されていることなどが指摘され，女性団体の改正要望もあり[54]，2017年１月にさらなる修正がなされている。では，その内容を確認したい。

親と子の交流の継続は子の福祉に資するものとされ，交流の中でも直接的交流が子の利益になるとするのが原則であるが，DV や虐待の恐れがある場合には，親と子の関係が子の福祉に資するとする1989年児童法１条（２A）の推定は適用されない（PD12J４条）。そして，DV として事案が取り上げられた際には，第一審裁判所における最初の事実確認を目的とする審問（the first hearing dispute resolution appointment）を含めたすべての手続きにおいて，裁判所は，手続きが虐待親による支配やコントロール，ハラスメントの手段として使用されないように配慮しなければならず，DV や虐待のある親との交流によって子どもおよび他方の親に暴力や虐待の危険がなく，交流が子の最善の利益になることを裁判所が確認しなければならない（PD12J６条）。調停をはじめとする当事者の合意形成が強く促される2014年法改正であったが，DV および虐待の恐れがある場合には，合意形成は促されず，裁判所における審尋においても，CAFCASS その他の協力のもと，DV 被害者およびその子どもの安全が図られなければならない（PD12J９条，10条）。そして，裁判所は，セーフガードによる子の利益保護を命じなくてもよいという確信がない限り，交流についての調査を CAFCASS に命じなければならない（PD12J21条，CA７条）。交流の仮命令（interim contact order）も，交流命令と同様に，その危険がないことを裁判所が確信しない限り命じることはできない（PD12J25条）。その後の調査において DV あるいは虐待が明らかとなった場合には，裁判所は，専門家に

53） Practice direction 12 J FPR 2010, Child Arrangement and Contact Orders : Domestic Violence and Harm.

54） Women's aid, *Child First : a call to action one year,* 2017, p. 4.

よる安全性および危険のアセスメントを行わなければならず，あわせて，当事者に助言や治療，子の養育（交流）の準備として必要な措置を行うかどうか考慮しなければならない。交流命令を出す際には，交流の安全が確保され子の利益があると考えたとしても，専門家による危険アセスメントと福祉チェックリストを適用したうえで，監督下交流の必要性（その場合には交流の場所と誰によって行われるのかも特定する），別居親に対する矯正プログラムなどを課すことの必要性，交流について一定期間に限定する必要性，一定の期間後の再調査の必要性について考慮しなくてはならない（PD12J38条）。

危険アセスメントの改善も図られており，司法手続きを見る限りにおいては，その安全が十分に図られているように思われる。問題は，その運用により，DV 被害や虐待からの危険が，実際に回避されているかどうかである。

Re A「監督下交流：DV の影響評価（Supervised Contact Order: Assessment of Impact of Domestic Violence）」［2015］事件[55]をみてみよう。3歳の子どもについて，父が交流命令を申立て，その後，子どもとのさらなる時間を求めて共同養育命令（a shared residence order）を求めたのに対して，母は，婚姻期間中に当該父によるレイプや性的虐待があったことを主張した事案である。事実確認の審問では，レイプなどの疑いは母の作り話であるとされ，低水準の DV のみが認められ，裁判所は，直接交流を排除するほどの物理的な危険はないと判断した。それに続く心理士により提出された報告書では，母は父の虐待による深刻な精神的障害をおっており，外傷後ストレス障害があるため，交流実施前に母に6回の認知行動療法が必要であるとされた。それを受けて，裁判所は，母に認知行動療法を設定するとともに，週に1回1時間の交流を命じた。それに対して母は，父についてのみ審問され，母の主張について十分に検討されていないと主張して

55） *Re A (A child) (Supervised Contact Order: Assessment of Impact of Domestic Violence)* ［2015］ EWCA Civ 486; ［2016］ 1 FLR 689.

控訴した。控訴裁判所は，原審の裁判官は実施規則に基づく手続き上の考慮をすべて行っており，専門家のアセスメント結果に基づく監督下における直接的交流は正当化されると判示している。

この判決に対しては，低水準の虐待についての事実が，父による直接交流を否定する根拠として十分であるとの批判がある。被害女性の苦痛に対する配慮に欠け，とくに，専門家による危険アセスメントの内容と，被害女性の恐怖や心配，外傷後ストレス障害など，当事者にとって必要な手当との間に隔たりがあるように思われる。

さて，交流における安全性の確保の手段として，監督下交流が命じられる。その場合には，親戚や知り合いの第三者による監督も考えられるが，そのような支援を受けることが困難である場合やその安全性に問題があることも多いため，交流支援施設が利用される。次章では，交流をサポートする交流支援制度について確認したい。

6. イギリスにおける交流支援事業[56)]

イギリスにおける交流支援の施設として，各地に子ども交流センター（Child Contact Centre）がある。この交流センターの質は，全国組織である子ども交流センター全国協会（National Association of Child Contact Centres，以下，全国協会と記すことがある）の認証制度により保たれている。本章では，筆者が2016年９月１日および６日に行った子ども交流センター全国協会の訪問調査およびダービーにある子ども交流センター「チルドレンファースト」の訪問調査をもとに，イギリスにおける交流支援事業の現状を示したい[57)]。

56） イギリスの交流支援については，棚村政行編『面会交流の養育費の実務と展望』（日本加除出版，2013年）224-238頁〔南方暁〕に紹介がある。

57） 子ども交流センター全国協会の調査訪問では，CEO のエリザベス・コー氏に，チルドレンファーストダービーの訪問調査ではマネージャーのアン・マッケン氏にインタビューした。

子ども交流センターは，離婚の増加とともに交流命令とその強制が模索される中で，地域のボランティア事業として始まっている。その中でも，ノッティンガムの治安判事であったマリー・ローワーが交流支援事業の提案をし，教会に場所を提供してもらい子ども交流センターを1985年に開設したのが，イギリスにおける子ども交流センターの始まりであるとされている[58]。その後，全国に広がった100ほどの子ども交流センターを，教会のネットワークを用いてとりまとめる形で，1991年に全国協会が発足している。子ども交流センター全国協会は，交流制度改革においてもその役割が高く評価され[59]，監督下交流や裁判所の調査における交流の試行において安全な場所と交流支援を提供している。

子ども交流センターは，完全にボランティア事業として行われていたという経緯もあるが，監督下交流における公的助成が可能となってからは，専門的な交流支援事業として運営するセンターが増えている。裁判所により監督下交流の指定を受ける場合には，全国協会におる認証を受ける必要があり，その認証には，3年ごとに施設や事業内容について条件を満たすことの検証を受け，子ども交流センタースタッフは，一定の研修を受ける必要がある。交流支援の提供においては，セーフガードをはじめとする一定の規定を遵守しなければならない。衛生環境の不備など条件を満たさないことを理由に認証されないセンターもある。認証を受けている子ども交流センターは約380あり，実際に委託を受けた専門家が3年ごとに各施設を訪問して基準を満たすかどうか検証している。

実際の交流支援事業には，支援交流センター（supported contact centre）と監督下交流センター（supervised contact centre）がある。司法サービスの一環として，裁判所の命令により監督下交流の支援が提供されるように

58） ノッティンガム子ども交流センター（Nottingham Child Contact Centre）は，教会 St. Andrews with Castle Gate United Reformed Church のホールに設立され，全国で最初の子ども交流センターであるとされている。

59） Ibid, *Making Contact Work*; Cathy Humphreys, “Focusing on Safety—Domestic Violence and the Role of Child Contact Centres,” [2003] CFLQ 237.

なってからは，完全なボランティアに基づく支援交流センターは重要ではあるものの，監督下交流センターが専門化し，両者は区別される傾向にあるという。では，ダービーにある子ども交流センター「チルドレンファースト」の訪問調査に基づき，具体的な子ども交流センターの実態を紹介しよう。

チルドレンファーストは，1974年に虐待児童の保護を目的としたチャリティとして発足し，1987年には，家族支援センターとして，子どものデイケアや親に対する支援を行っていた。監督下交流支援を請け負うようになってからは，監督下交流支援が主要な事業となっている。施設は，２名のフルタイムと数名のパートタイムのスタッフによって運営されており，スタッフは，ケースワーカーや保育士としての資格および経験がある。監督下交流においては，公的助成として裁判所等から事業費が支払われるが，施設の整備などは，チャリティによる資金調達が重要な役割を果たしている。施設には，バスケットゴールがある庭，幼児から幼少期までの子どものおもちゃ，ビリヤード台，料理を一緒にすることができるキッチンがあり，モニターで監視できるように安全配慮のための設備がされているものの，施設は一般住宅と同じ建築物で，理想とされる一般家庭にあるような空間や環境が整備されている。ソファーや壁に掛けられている絵，壁の色などもカラフルで楽しい雰囲気がある。資金繰りは厳しいとのことで，壁のカラーリングや壁に掛けられている絵などはスタッフの自作で，運営費の節約に努めていた。このように，子ども交流センターでは，セーフガードに従った子どもの安全を確保するとともに，子どもと別居親が楽しい時間を過ごせるようさまざまな工夫が施されている。交流は平日の夕方や週末に行われることが多く，事案によっては子どもの拒絶が激しく，実現しないこともあるが，慣れてくると，ショッピングなど外での交流も可能になるという。

以上のように，イギリスの交流支援事業は，教会ネットワークの慈善活動に支えられて全国に広がり，全国組織化されるとともに，国の交流制度

整備における社会的要請もあり，司法サービスの一環を担うに至っている。監督下交流支援事業については，裁判所や地方政府の委託を受ける形で民間団体によって事業化されているといえよう。

7. 面会交流は誰のためにあるのか

イギリスにおける面会交流の現状をまとめると次の通りである。親と子の交流は子どもの権利として構成され，親の責任の一部となる。子の福祉を裁判所が最優先に考慮すべき事項とする1989年児童法により，交流設定の可否の判断は，「子の福祉」および「子の最善の利益」を基準になされる。児童の権利条約やそれに追随する欧州人権条約および欧州人権裁判所の解釈が加味され，親との交流が「子の利益」に資するものとする基準が強化されている（本稿３.）。実際には，交流を求めない別居親（多くは父）に裁判所が交流を強制することはないため，交流を拒絶する親（多くは母）のみが司法上の問題となる。あくまでも交流は子の利益のために実施されるという原則をとるため，同居親がかたくなに拒絶する場合には，交流の実施が精神的苦痛として子どもの利益を害することになり，その強制は意味がないものとなる。したがって，別居親への不信や恐怖などの交流に対する「母の敵意（mother's hostility）」を取り除く必要があり，交流の履行を確保するため，家族援助や支援命令の形でカウンセリングなどの交流事業が提供される。同時に，親との交流を実現することが子の最善の利益になるとする原則から，社会奉仕や交流拒絶により発生する損害の賠償，刑事罰を科し，時には居所指定の変更までも用いて，その実現が模索されるのである（本稿3.2.，4.）。交流命令の申立てが正当に拒絶されるのは，DV や虐待があり，交流の有無を判断する時点においてもなおその危険が認められる場合のみである。殺害やハラスメントなど，子との交流を巡って行われる父による母や子どもへの加害が社会的問題となっているものの，被害者である母の心配や恐れについては看過される傾向にあり，危険

アセスメントなどの専門家の関与や，監督下交流による安全性を確保により，DV や虐待の記録がある親についても，その交流が子の利益になることが正当化されている（本稿５.）。過去に DV や虐待がある親との交流について，交流を実施する「時点」での安全性を補うのが，監督下交流支援である（本稿６.）。社会的必要性から，そのような支援サービスを提供する子ども交流センターに公的助成が行われ，交流支援事業として成立している。

さて，これまで検討してきたイギリスにおける交流を巡る社会制度整備や法的展開は次のような問題を提示しているように思われる。

「子の福祉」や「子の利益」は個別の事案の背景や子の状況によって異なり，裁判官が具体的に判断できるものではない。そのため，親との継続的交流が子の利益になると「推定（presumption）」し，その反証は DV や虐待など交流から具体的に危険や害が発生するかどうかの確認のみにより行われることとなる。すなわち，法手続において交流が子の利益になるかどうかが具体的に判断されるのではないのである。また，交流を求めない親にはそれが強制されることはないため，申し立てる親（多くは父）に交流を求めるか否かの選択権があることになる。そのようなことから，「子の利益」という表面的な価値判断によって，本来の子の利益が損なわれたり，不当なほどの忍耐や，ぬぐい去ることのできない痛みを同居親（多くは母）に課す可能性を残すことになるのではないだろうか。面会交流によって子どもの前に作り出される「父」の像は，必ずしも実存する目の前の「父」ではない。フェミニズムの視点から，「子の福祉」を建前とした交流制度の司法手続による展開が，「安全で家庭的な男性」と「絶対的敵意の母」を作りだし，「子どもには（生物学的にいう）父が必要」とする認識のもと，現代的な「良い父」の概念が構築されているとするバーネットの指摘は，深い示唆を与えているように思われる[60]。

60） Ibid, Barnett, p. 130.

次に，親との交流が子の利益になるという確固たる姿勢と，別居親による同居親の阻害行為の主張から，交流を拒絶する「子の意思」までも排除されてしまう可能性があることの問題がある。子の意見表明の手続きが整備される中で，司法判断が押しつける「子の利益」と「子どもの意見」とが対立する場合，イギリスでは，長期的に子の福祉を考えなければならないとする価値判断に基づいて，心理療法を用いてでも，当該の福祉の実現が図られている。この点についても，そもそもなぜ交流を実現しなければならないのかという根本的な疑問が提示されているように思う。

子どもに関する事項に関して「子の福祉」を最優先の考慮事項としているが，実際の紛争は父母間の対立であるという現実に目を向ける必要はないだろうか。父母が子どものために協議できる多くの事案は裁判所における手続きを経由しない[61)]。そして，子どもの利益となるように交流の実質的な充実を図るためには，同居親の理解と協力が重要であり，現在のイギリスでは，対立構造をとる裁判ではない調停などの合意形成が強く促され，原則として裁判所の司法判断は回避されている（本稿3.2）。このことから，法形成を促してきた具体的事案は，父母間に高葛藤があるということに留意しなくてはならない。親の離別が子どもに与えるネガティブな影響を，可能な限り軽減することが子の福祉に資することは明らかであろう[62)]。しかしながら，真に「家庭生活」あるいは「私的生活」への福祉的支援を行うのであれば，離別に至る一連のプロセスにおいて修復あるいは反省が促される必要があり，面会交流について，他の事項と切り離して取り扱うことには問題があるように思われる。

61） イギリスでは，裁判離婚の原則から当事者の協議および合意形成を促す方向性へと転換した。日本では，そもそも裁判離婚が全体の1％で，そこでの紛争であることを考慮する必要があろう。日本法におけるその指摘について，梶村ほか編・前掲注，112-114頁〔水野紀子〕。

62） 親の離別が子どもの成長に与える影響について25年間にわたる調査に基づいて報告した Judith S. Wallerstein, Julia M. Lewis and Sandra Blakeslee, *The Unexpected Legacy of Divorce – the 25 Year Landmark Study,* Hyperison, 2000.

最後に，父母の離別後の子の福祉を考慮する際には，経済的負担も含めた親の責任を総合的に検討する必要があろう。イギリスにおいて父親の権利運動が活発になった背景に，養育費取立制度の導入が影響を与えていないとは思われない。離婚後も子に経済的責任を負うことが強調された親にとって，同居期間中に子の養育に携わらなかった親までもが，子どもとの具体的な関わり，すなわち交流に対して関心を持つに至るであろうことは容易に想像がつく。それも，日々の細々とした具体的な養育の責任ではなく，楽しい時間を子どもと過ごすためだけの関わりである。DV の事案が問題となるのは，交流を含めたあらゆる機会を利用して母に接近し害を加えようとする DV 男性の自己中心的な欲望がある場合である。同様に，それまで子どもに関心を有していなかった別居親の交流の要求が，必ずしも父の自己中心的な要求だとするわけではないが，真に女性が経済的自立を確立し，養育費の問題が大きく取り上げられることがなかった場合においても，同様の状況がこれほど発生していたであろうか。子どもが成長する際に，「両親」が必要なわけではない。子どもへの責任としては，養育環境を整備し継続的な愛情関係を構築することが重要なのであり，「子の利益」や「子の福祉」はその範囲で実現される。一方で，親は，子どもの養育に関し責任を持って判断できる第一人者であろう。その限りにおいて「子の福祉」が実現されるのであり，個別の事情を無視した過度な司法的判断には問題があるように思われる。

親が離別する場合，どちらかの親が子どもと離れて生活せざるをえない。別居が子どもや別居親にとって避けることのできない辛い現実として存在し，別居親との関係の継続を当事者が望む状況がある場合に，その交流を制度的に保障することは重要である。とくに，離別に至る過程でさまざまな葛藤を抱えることとなった父母に対して，子の福祉の観点から，第三者のサポートが必要となることも多いと思われる。しかしながら，それを実現するための適切な制度のあり方については，その法的性質を分析したうえで，慎重に検討する必要がある。